

令和８年度「小規模事業者対策補助金」公募要領

（１）相談・申請期間

令和８年６月１５日（月）から令和８年７月１４日（火）１７時３０分まで

（２）応募方法

上記相談期間内に事業者様と一緒にいくつかの書類を作成して申請いただくものです。
まずはご相談ください。

（３）お問い合わせ

新篠津村商工会

住 所 〒061-1100 石狩郡新篠津村第４６線北１２番地

電 話 0126-57-2231

Eメール sin4612@rose.ocn.ne.jp

<目次>

1. 事業の目的	2
2. 応募対象者	2
3. 対象経費	2
4. 補助率	2
5. 補助限度額	2
6. 応募手続きの概要	2～3
7. 事業期間	3
8. 選考方法と選考結果の公表	3
9. 応募・採択スケジュール	3
10. 財産処分について	4

1. 事業の目的

<経営持続化対策枠>

アフターコロナの新興策として、商工業者の売上回復を目的とし、事業の持続のために必要な取り組みに要する経費の一部に対して補助することで、地域における小規模事業者の経営の持続化を図り、もって村民生活の向上に寄与することを目的とする。

<ゼロカーボン・暑さ対策枠>

二酸化炭素排出量の削減及び事業所や室外での作業を行う作業員も暑さ対策・熱中症対策を目的とし、事業の持続のために必要な取り組みに要する経費の一部に対して補助することで、地域における小規模事業者の経営の持続化を図り、もって村民生活の向上に寄与することを目的とする。

2. 応募対象者

新篠津村内に事業所を有し、事業活動を行う商工業者かつ新篠津村商工会会員であること。（非会員の方は加入することが前提となります）

3. 対象経費

<経営持続化対策枠>

補助金の交付対象経費は、前条事業を遂行するために必要な、①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費・⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費（人件費を除く）、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

<ゼロカーボン・暑さ対策枠>

補助金の交付対象経費は、前条事業を遂行するために必要な、①再エネ・省エネ設備の導入、②屋根及び壁への暑さ対策、③機械から発せられる輻射熱対策、④エアコン及びスポットクーラーの導入、⑤室外作業を行う作業員への、作業効率の向上及び作業の安全確保のための消耗品及び備品

4. 補助率

補助金の額は補助対象経費の2/3とする

5. 補助限度額

補助金交付上限を50万円とし、千円未満を切り捨てとする

※応募多数の場合は按分する場合があります

6. 応募手続きの概要

（1）申請書類の提出先

新篠津村商工会

住 所 〒061-1100 石狩郡新篠津村第46線北12番地

電 話 0126-57-2231

(2) 相談・申請期間

令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火) 17時30分まで

(3) 事業予算

300万円

(4) 申請書類

次の申請書類を提出してください。

- ・ 申請書(様式1)
- ・ 経営計画書(様式2)【代表者の生年月日が確認できる公的書類の写しを確認】
- ・ 補助事業計画書(様式3)
- ・ 事業承継診断票(様式4)【代表者の年齢が満60歳以上の場合】
- ・ 確定申告書類

◇法人の場合

貸借対照表および損益計算書(直近2期分)、別表十六(一)、(二)(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)

◇個人事業主の場合

直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1～4面)(直近2期分)

* 収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出

7. 事業期間

交付決定をした日から令和8年12月30日(水)まで

8. 選考方法と選考結果の公表

提出された申請書等は、新篠津村商工会総務委員会(拡大総務委員会:オブザーバー含)にて内容を審査し、交付すべきと認めたときは交付決定を行う。また申請にあたっては下記の項目に留意すること。

- (1) 商工会は取り組みや事業との関連性などを小規模事業者より聞き取り、共同で計画書を作成する
- (2) 補助金交付申請書とともに計画書等を提出する
- (3) 商工会の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら取り組む事業であること
- (4) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた取り組みであること

9. 応募・採択スケジュール

- (1) 6月15日(月)から7月14日(火)相談及び申請締切
- (2) 7月下旬 書類審査可否の通知および事業開始
- (3) 12月30日(水)事業終了
- (4) 1月29日(金)実績報告

10. 財産処分について

単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置等、自動車等車両（「買い物弱者対策事業」のみ）の購入や、店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず新篠津村商工会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。新篠津村商工会は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。